



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年5月19日金曜日 第1761号

◇ 目次 ◇

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... 425

告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 425
 落札者等の告示..... 425
 指定障害福祉サービス事業者の指定..... 426
 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... 426
 市営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 426
 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 426
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（6件）..... 426
 市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧..... 427
 海岸保全区域の指定の一部改正（2件）..... 428
 海岸保全区域の指定..... 428
 解除予定保安林..... 429
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... 429
 兼用工作物の管理の方法について..... 429
 開発行為に関する工事の完了..... 430
 道路の位置の指定..... 430

公 告

庁内LANサーバスシステム用機器の借入..... 430
 APR形携帯用無線機の購入..... 431

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... 432
 愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則..... 434

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 434

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第40号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部

○愛媛県告示第754号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

を次のように改正する。

別表1 1の項(2)イ中「2,385,000円」を「2,342,000円」に改め、同表3の項ウ(ア)の表中

円	円	円	円	円
17,300	22,200	32,700	39,100	49,600
28,500	36,800	51,400	60,300	75,600

を

円	円	円	円	円
17,200	22,100	32,600	39,000	49,500
28,400	36,700	51,200	60,100	75,400

に改め、同項

ウ(イ)の表中

円	円	円
11,300	13,700	17,500
16,900	20,000	25,300

円	円	円
11,300	13,700	17,400
16,800	19,900	25,200

を

に改め、同表6の項ウ中「510,000円」を「500,000円」に改め、同表9の項ウ中「193,000円」を「199,000円」に、「154,400円」を「159,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第753号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成18年5月9日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
36	社団法人愛媛県猟友会 会長 柴田 勇	1 代表者氏名 柴田 勇	1 代表者氏名 新田 富重

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
汎用コンピュータ等 一式	愛媛県企画情報部 管理系 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成18年5月8日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	6,175,050円 (月額)	一般競争入札	平成18年3月24日

○愛媛県告示第755号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100220132	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	矢野順意	身体障害者短期入所	松前清流園	伊予郡松前町大間6番地	平成18年4月1日

○愛媛県告示第756号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年4月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄中「4厘」を「4厘5毛」に改める。

○愛媛県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、東温市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・井内上地区）の施行に平成18年5月9日同意した。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、東温市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・井内上地区）の施行に平成18年5月9日同意した。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第759号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・五郎丸地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定

により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・五郎丸地区）計画書の写し
 - 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成18年5月22日から6月16日まで
- 縦覧場所
宇和島市役所津島支所

○愛媛県告示第760号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・黒井地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・黒井地地区）計画書の写し
 - 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成18年5月22日から6月16日まで
- 縦覧場所
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第761号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・川上高瀬地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・川上高瀬地区）計画書の写し
 - (2) 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年5月22日から6月16日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第762号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下鍵山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下鍵山地区）計画書の写し
 - (2) 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年5月22日から6月16日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場日吉支所

○愛媛県告示第763号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・川上小越地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・川上小越地区）計画書の写し
 - (2) 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年5月22日から6月16日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第764号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・弓張地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・弓張地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成18年5月22日から6月16日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場

○愛媛県告示第765号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・山出地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・山出地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成18年5月22日から6月16日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場

○愛媛県告示第766号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・檜床地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・檜床地区）計画書の写し
 - (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年5月22日から6月16日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場

○愛媛県告示第767号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・芳原地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・芳原地区）変更計画書の写し
 - (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間
平成18年 5月22日から 6月16日まで

3 縦覧場所
宇和島市役所津島支所

○愛媛県告示第 768 号
海岸保全区域の指定（昭和33年 3月愛媛県告示第 275 号）

○愛媛県告示第 770 号
海岸法（昭和31年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。
平成18年 5月19日

の一部を次のように改正する。
平成18年 5月19日
愛媛県知事 加 戸 守 行
別表 1 の表菰隠の項を削る。

○愛媛県告示第 769 号
海岸保全区域の指定（昭和63年 5月愛媛県告示第 652 号）
の一部を次のように改正する。
平成18年 5月19日
愛媛県知事 加 戸 守 行
表燧灘沿岸馬刀瀉の項を削る。

愛媛県知事 加 戸 守 行

海岸名	市 町	主管省	管理 者	区 域
燧灘沿岸馬刀瀉海岸	今治市	農林水産省	愛媛県知事	基点 1 から基点21までを順次結んだ線並びに基点21、補助点21の 1、補助点21の 2、補助点18、補助点15、補助点11、補助点10の 1、補助点10の 2、補助点23の 1、補助点23の 2、基点22、基点23及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点 1 は、今治市波方町馬刀瀉字西山乙 6 番 3 地先の標柱 基点 2 は、基点 1 から 215 度00分58メートルの地点 基点 3 は、基点 2 から 228 度00分50メートルの地点 基点 4 は、基点 3 から 229 度00分93メートルの地点 基点 5 は、基点 4 から 235 度00分35メートルの地点 基点 6 は、基点 5 から 245 度00分60メートルの地点 基点 7 は、基点 6 から 255 度00分79メートルの地点 基点 8 は、基点 7 から 267 度00分53メートルの地点 基点 9 は、基点 8 から 288 度00分40メートルの地点 基点10は、基点 9 から 351 度00分72メートルの地点 基点11は、基点10から 285 度00分 122 メートルの地点 基点12は、基点11から 260 度00分50メートルの地点 基点13は、基点12から 275 度00分67メートルの地点 基点14は、基点13から 298 度00分65メートルの地点 基点15は、基点14から 334 度00分50メートルの地点 基点16は、基点15から 285 度00分39メートルの地点 基点17は、基点16から 304 度00分 108 メートルの地点 基点18は、基点17から 17度00分40メートルの地点 基点19は、基点18から 303 度00分27メートルの地点 基点20は、基点19から 327 度00分96メートルの地点 基点21は、基点20から 344 度00分 123 メートルの地点 補助点21の 1 は、基点21から75度00分 112 メートルの地点 補助点21の 2 は、基点21から96度00分 121 メートルの地点 補助点18は、基点18から67度00分 120 メートルの地点 補助点15は、基点15から53度00分98メートルの地点 補助点11は、基点11から 0 度00分 107 メートルの地点 補助点10の 1 は、基点10から28度00分 102 メートルの地点 補助点10の 2 は、基点10から39度30分97メートルの地点 補助点23の 1 は、基点23から 264 度30分 134 メートルの地点 補助点23の 2 は、基点23から 278 度00分 160 メートルの地点 基点22は、基点23から 340 度00分83メートルの地点 基点23は、基点 1 から18度00分 148 メートルの地点
燧灘沿岸菰隠海岸	上島町	農林水産省	愛媛県知事	基点 1 から基点19までを順次結んだ線並びに基点19、補助点19、補助点14、補助点13、補助点12、補助点10、補助点 8 の 1、補助点 8 の 2、補助点 7 の 1、補助点 7 の 2、補助点 7 の 3、補助点 6、補助点 5、補助点 4、補助点 3、補助点 2 の 1、補助点 2 の 2、補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点 1 は、越智郡上島町岩城2824番地先の標柱 基点 2 は、基点 1 から 195 度30分 165 メートルの地点 基点 3 は、基点 2 から 144 度00分67メートルの地点 基点 4 は、基点 3 から 171 度30分 118 メートルの地点 基点 5 は、基点 4 から 213 度00分73メートルの地点 基点 6 は、基点 5 から 144 度30分 133 メートルの地点 基点 7 は、基点 6 から 172 度30分67メートルの地点 基点 8 は、基点 7 から 107 度00分71メートルの地点 基点 9 は、基点 8 から12度00分48メートルの地点

基点10は、基点 9 から33度00分52メートルの地点
 基点11は、基点10から56度00分73メートルの地点
 基点12は、基点11から76度00分 107 メートルの地点
 基点13は、基点12から99度00分98メートルの地点
 基点14は、基点13から38度00分81メートルの地点
 基点15は、基点14から78度00分82メートルの地点
 基点16は、基点15から17度00分57メートルの地点
 基点17は、基点16から65度00分75メートルの地点
 基点18は、基点17から34度00分61メートルの地点
 基点19は、基点18から79度00分 148 メートルの地点
 補助点19は、基点19から 166 度30分 150 メートルの地点
 補助点14は、基点14から 146 度30分 124 メートルの地点
 補助点13は、基点13から 155 度00分 129 メートルの地点
 補助点12は、基点12から 181 度00分 102 メートルの地点
 補助点10は、基点10から 128 度00分95メートルの地点
 補助点 8 の 1 は、基点 8 から 130 度00分 167 メートルの地点
 補助点 8 の 2 は、基点 8 から 151 度00分 168 メートルの地点
 補助点 7 の 1 は、基点 7 から 176 度00分 126 メートルの地点
 補助点 7 の 2 は、基点 7 から 206 度30分 172 メートルの地点
 補助点 7 の 3 は、基点 7 から 243 度00分 123 メートルの地点
 補助点 6 は、基点 6 から 249 度30分 102 メートルの地点
 補助点 5 は、基点 5 から 268 度00分 120 メートルの地点
 補助点 4 は、基点 4 から 284 度00分 107 メートルの地点
 補助点 3 は、基点 3 から 250 度00分 100 メートルの地点
 補助点 2 の 1 は、基点 2 から 235 度30分 130 メートルの地点
 補助点 2 の 2 は、基点 2 から 275 度00分 123 メートルの地点
 補助点 1 は、基点 1 から 255 度00分 121 メートルの地点

○愛媛県告示第 771 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
西条市保野字所後谷7223の 2、市之川字スズカ元6779の 2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
送電変電施設用地とするため

○愛媛県告示第 772 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成18年 4月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 2 条の表 2 の項利子補給率の欄中

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
-----	-----	-----	-----	-----

を

年 1 分 5 毛	年 8 厘 5 毛	年 1 分 5 毛	年 1 分 5 毛	年 8 厘 5 毛
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

に改め、同表 3 の項同欄中

同 上	同 上	同 上	年 4 厘	年 4 厘
-----	-----	-----	-------	-------

を

年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 4 厘 5 毛	年 4 厘 5 毛
---------------	-----------	---------------	-----------	-----------

に改め、同表 7 の項同欄中「4 厘」を「4 厘 5 毛」に改める。

○愛媛県告示第 773 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県今治地方局に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 河川の名称
二級河川天満川水系天満川
- 河川管理施設の名称又は種類
天満川右岸堤防
- 河川管理施設の位置
今治市大西町星浦甲82番 2 地先から同市大西町星浦甲 2 63番 1 地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 今治市
今治市別宮町一丁目 4 番地 1
- 管理の内容
 - 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
 - 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間

平成18年5月19日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第774号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第5号 平成18年5月8日	伊予郡松前町大字西古泉字寿490番5及び490番6	伊予郡松前町大字西古泉490番地6 稲田輝宏
17八局西土第2109号 平成18年5月8日	西予市宇和町上松葉74番1、74番2及び75番1	大阪府堺市鳳東町4丁401番地1 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

○愛媛県告示第775号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

東温市見奈良字袖壽之木1475番5

2 申請人の住所氏名

伊予市米湊600番地1

有限会社 公心堂 取締役 城戸 公三郎

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

庁内LANサーバシステム用機器の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

庁内LANサーバシステム用機器一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、設計、施工、システム移行、保守等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成19年3月1日から平成24年2月29日まで

(5) 借入場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理情報政策課行政情報化係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2287

(2) 入札書の受領期限

平成18年6月30日（金）午前10時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年6月30日（金）午前10時

愛媛県庁第二別館5階第4会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:

LAN system for the prefectural office, 1 set

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 30 June 2006

(3) For further information, please contact: Administration Computerization Section, Information Policy Division, Administrative Subdepartment, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2287

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

A P R形携帯用無線機の購入

(2) 購入物品名及び数量

A P R形携帯用無線機 (A P R - W T 1) 141式

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成19年1月31日

(5) 納入場所

愛媛県警察本部

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金

額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成18年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にないない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2232

(2) 入札書の受領期限

平成18年6月28日(水)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付時期

公告の日から平成18年6月27日までの執務時間中

イ 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年6月28日(水)午後1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した

入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Portable APR radio 141 Units
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 28 June, 2006
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110 Ext 2232

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月19日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第4号中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に改める。

第2条第1項第3号中「駐車禁止の」を「駐車禁止及び時間制限駐車区間の」に改め、同号セ中「アからス」を「アからセ」に改め、同号中セをソとし、スの次に次のように加える。

セ 法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

第13条第1項中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改める。

第14条第2項中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。

第16条中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

第17条の2中「、第51条の4（法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）」を削る。

第17条の3中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に、「自動車の使用者」を「車両の使用者」に、「自動車の使用制限書」を「車両の使用制限書」に改める。

第19条に次のただし書を加える。

ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。

別記様式第16号中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。

別記様式第17号中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。

別記様式第19号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

別記様式第20号の2（その2）を削る。

別記様式第20号の2（その3）中「（その3）」を「（その2）」に改め、同様式を別記様式第20号の2（その2）とする。

別記様式第20号の2（その4）中「（その4）」を「（その3）」に改め、同様式を別記様式第20号の2（その3）とする。

別記様式第20号の2（その5）中「（その5）」を「（その4）」に改め、同様式を別記様式第20号の2（その4）とする。

別記様式第20号の2（その6）を削る。

別記様式第20号の2（その7）中「（その7）」を「（その5）」に改め、同様式を別記様式第20号の2（その5）とする。

別記様式第20号の3を次のように改める。

別記様式第20号の3（第17条の3関係）

交 付 年 月 日	・	・
交 付 番 号		

車 両 の 使 用 制 限 書

愛媛県公安委員会 印

命 令 の 年 月 日	年	月	日
使用者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所			
使用の本拠の位置			
車両の番号標の番号			
運 転 禁 止 の 期 間	年	月	日から 日間 年
運 転 禁 止 の 理 由	月	日まで	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第9号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月19日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表2の項管理責任者の欄中「交通指導課長」を「交通指導課長」に改め、同項用途の欄中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する事務用

別表の1の表2の項用途の欄第4号の次に次の1号を加える。

5 通行禁止除外標章及び駐車禁止除外標章の作成用

別表の1の表5の項管理責任者の欄中「交通指導課長」を削り、同項用途の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同表6の項管理責任者の欄中「生活安全企画課長」を「生活安全企画課長」に改め、同項用途の欄に次の2号を加える。

6 駐車監視員資格者証の作成用

7 徴収職員証の作成用

附則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第4号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年5月19日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の項専決事項の欄中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、同項同欄第8号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改め、同号を同項同欄第6号とし、同項同欄第9号中「及び」を「並びに」に改め、「第75条の2第1項」の下に「及び第2項」を加え、「同条第2項」を「同条第3項」に、「1月」を「3月」に、「自動車」を「車両」に改め、同号を同項同欄第7号とし、同項同欄第10号中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に改め、同号を同項同欄第8号とし、同項同欄第11号中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に、「自動車」を「車両」に改め、同号を同項同欄

第9号とし、同項同欄中第12号を第10号とし、第13号から第30号までを2号ずつ繰り上げ、同表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の項同欄第4号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改め、同項同欄第5号中「1月」を「6月」に改め、同項同欄第6号中「自動車」を「車両」に改め、同項同欄第7号中「1月」を「3月」に改め、同項同欄に次の1号を加える。

8 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第75条の2第2項の規定による3月を超えない車両の使用制限の処分

別表1 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）の項を削る。

別表2の1の(5)の表道路交通法の項専決事項の欄中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付

別表2の1の(5)の表道路交通法の項専決事項の欄第5号の次に次の1号を加える。

6 第51条の13第1項第1号口の規定による駐車監視員資格者の認定

別表2の1の(5)の表確認事務の委託の手續等に関する規則の項法令の欄中「確認事務の委託の手續等に関する規則」の下に「（平成16年国家公安委員会規則第23号）」を加え、同項専決事項の欄中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

7 第10条第4項の規定による認定書の交付

別表2の1の(5)の表確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）の項専決事項の欄中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項同欄に第1号として次のように加える。

1 第2条第1項の規定による登録申請書の受理

別表2の2の(1)の表に次のように加える。

愛媛県情報公開条例	<ol style="list-style-type: none"> 第6条第1項の規定による公開請求書の受理 第6条第2項前段の規定による公開請求書の補正の要求 第6条第2項後段の規定による公開請求書の補正の参考となる情報の提供 第11条第1項の規定による公文書の全部又は一部の公開の決定（過去の公開請求に係る公文書について、従前と同様の決定を行う場合に限る。） 第11条第1項の規定による公文書の公開の決定の通知 第11条第2項の規定による公文書の非公開（第10条の規定により公開請求を拒否する場合及び公開請求に係る公文書を保有していない場合を含む。）の決定（過去の公開請求に係る公文書について、従前と同様の決定を行う場合に限る。） 第11条第2項の規定による公文書の非公開の決定の通知 第12条第2項前段の規定による公
-----------	--

- 開決定等の期間の延長
- 9 第12条第2項後段の規定による公開決定等の期間の延長の通知
- 10 第13条後段の規定による公開請求者に対する期限の特例の適用の通知
- 11 第14条第1項前段の規定による他の実施機関との事案移送の協議
- 12 第14条第1項前段の規定による他の実施機関（警察本部長に限る。）への事案の移送
- 13 第14条第1項後段の規定による公開請求者に対する事案移送の通知
- 14 第14条第3項後段の規定による移送を受けた実施機関に対する協力
- 15 第15条第1項の規定による第三者に対する意見聴取の通知及び第三者からの意見聴取
- 16 第15条第2項本文の規定による第三者に関する情報が記録されている公文書の当該第三者に対する公開の通知及び当該第三者の意見聴取
- 17 第15条第3項後段の規定による第三者に対する公開の決定の通知
- 18 第16条第3項の規定による公文書を複写した物により行う公文書の公開
- 19 第19条の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知
- 20 第32条第2項の規定による公文書の検索資料の作成

別表2の2の(2)の表愛媛県情報公開条例の項専決事項の欄を次のように改める。

1 第32条第2項の規定による公文書の検索資料の提供

別表2の2の(6)の表道路交通法の項専決事項の欄第1号中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改め、同項同欄第2号中「第74条の2第8項」を「第74条の3第8項」に改め、同表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の項同欄第8号中「第74条の2第8項」を「第74条の3第8項」に改める。

別表2の2の(7)の表道路交通法の項専決事項の欄第3号中「第51条の4」を「第51条の4第3項」に、「準用」を「適用」に、「放置車両に係る指示」を「車両の駐車に関する状況の報告の受理」に改め、同項同欄中第9号を第20号とし、第8号を第19号とし、同項同欄第7号中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に改め、同号を同項同欄第18号とし、同項同欄中第6号を第17号とし、第5号を第16号とし、第4号を第15号とし、第3号の次に次の11号を加える。

- 4 第51条の4第4項（第75条の8第3項において適用する場合を含む。）の規定による放置違反金の納付命令
- 5 第51条の4第6項（第75条の8第3項において適用する場合を含む。）の規定による弁明通知
- 6 第51条の4第7項（第75条の8第3項において適用する場合を含む。）の規定による弁明通知公示送達
- 7 第51条の4第12項（第75条の8第3項において適用する場合を含む。）の規定による仮納付金返還通知及び金

額の返還

- 8 第51条の4第13項（第75条の8第3項において適用する場合を含む。）の規定による放置違反金の納付の督促及び延滞金の徴収
 - 9 第51条の4第14項（第75条の8第3項において適用する場合を含む。）の規定による放置違反金等の滞納処分
 - 10 第51条の4第16項（第75条の8第3項において適用する場合を含む。）の規定による納付命令の取消し
 - 11 第51条の4第17項（第75条の8第3項において適用する場合を含む。）の規定による納付命令を取り消した旨の通知及び金額の還付
 - 12 第51条の5第1項の規定による必要な報告又は資料の提出の要求
 - 13 第51条の5第2項の規定による官庁等への照会又は協力の要請
 - 14 第51条の6第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
- 別表2の2の(7)の表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の項専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表2の2の(8)の表愛媛県道路交通規則の項専決事項の欄中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項同欄に第1号として次のように加える。

- 1 第2条第2項の規定による通行禁止除外標章及び駐車禁止除外標章の交付

別表2の2の(8)の表道路法（昭和27年法律第180号）の項の次に次のように加える。

道路法施行令（昭和27年政令第479号）	1 第38条の2第2項の規定による道路上への自転車駐車場の設置に係る道路管理者からの意見聴取に対する回答
----------------------	--

別表3道路交通法の項専決事項の欄第2号中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に改め、同表道路法（昭和27年法律第180号）の項法令の欄中「（昭和27年法律第180号）」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

--	--